

関係団体からの意見に対する回答

資料3

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
1 P3 計画の対象者	1行目 障害者総合支援法に規定 → 障害者総合支援法第4条（第1項及び第2項）に規定	意見のとおり修正します。	①補足修正	熊本難病・疾病団体協議会
2 P11 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数	<難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病> ○現行の記載に続き、 なお、「厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会」において検討を行い、その検討結果を踏まえ、順次、対象疾病的追加指定を行われこととしている。 <障害者総合支援法の対象となる難病> ○現行の記載に続き、 なお、「障害保健福祉部障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病的要件や対象疾病的検討を行うこととしている。	意見のとおり修正します。	①補足修正	熊本難病・疾病団体協議会
3 P16 障害福祉サービス等の状況	障害福祉の状況のサービス体系の図表が掲載されていますが、難病でも使えるサービスを○囲みで括って下さい。加えて○囲みの注記も記載してください。	難病もサービスの利用の対象となっていることから、原案のとおりとさせていただきます。	③説明・理解	熊本難病・疾病団体協議会
4 P17 福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行についての令和5年度の数値目標47人は少し厳しいと感じます。 入所施設においては、利用者の高齢化・重度化が進んでおり、グループホーム等への移行は難しいと感じるところです。 国の基本指針は理解できますが、可能な限りの柔軟な対応をのぞみます。	目標値について、国の基本指針では「令和元年度の施設入所者の6%以上」とされています。第5期福祉計画の目標値も6%でしたが、その状況は令和元年度末で約4%、令和2年度末で約5%と推測されることから、第6期の目標値を6%に設定しています。 施設入所者の地域移行については、利用者の意向を尊重することが大切であり、行政や事業者が地域移行を促していくことに難しい面もございますが、利用者の高齢化・重度化については、日中サービス支援型のグループホームが今年度初めて開設され、今後も施設整備補助金の対象施設とするなど新規参入を促していきたいと考えています。	③説明・理解	熊本県知的障がい者施設協会
5 P17 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和5年度までに47人減を目指されているが、これまでの実績から検証されて、達成は可能なのでしょうか。 H28に比べると移行実績は減少。その背景に、入所者の高齢化によりGHなど医療的ケアの薄いGHには移行しづらい。そもそも移行可能な方は移行されているのではないかと推測します。 目標達成に向けて、今後どのような方策をとられるのでしょうか？また、家族の高齢化によって、家族を失った方の措置入所も増えてきます。その対策についても教えていただきたいです。		③説明・理解	熊本市手をつなぐ育成会

項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
6 P18 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、障がいを持った方々が安心して地域の中で生活できるように、仕組みの整備を色々な機関と連携して行えたらと感じます。	ご意見にあるように、地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、地域における関係機関との連携が欠かせないと考えており、各障がい者相談支援センターに地域支援員を配置し、地域のコーディネートを行っていくことにしていきます。	②既記載	熊本県知的障がい者施設協会
7 P18 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい当事者の「高齢化」だけでなく、その家族の高齢化・健康問題を支援することについても文言に盛り込んでいただけたらと思います。「親有るあいだ」での十分な支援により、「親亡き後」の生活の質の向上に大きな効果が得られるのではないかと考えます。	ご意見にあるように、当事者の家族の高齢化に対する支援も必要であることから、文言（家族の高齢化）を追加しています。	①補足修正	熊本県精神障害者団体連合会
8 P20 就労定着支援事業の利用者数等	精神障がい当事者で、病院でピアスタッフとして働き始めたら、障害等級が2級から3級に変更されたケースがありました。就労により、「経済的に楽になったとは感じない」との話でした。 就労により、経済面など生活にどのような変化があったか、詳しく知ることができるように調査をしていただけたらと思いました。それにより、就労定着に必要な新たなニーズの発掘につながるのではないかと思います。また、就労することで生活上のメリットがより具体的にイメージすることができるのなら、就労意欲をさらに喚起することにつながるのではないかと考えます。	今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただきます。	⑤その他	熊本県精神障害者団体連合会
9 P23 就労定着支援事業について	利用した人で、その後継続できている・できていない実績数はどうなのでしょうか？	定着支援を利用した方が就労を継続されているかどうかは支給決定情報では把握できませんが、就労定着支援事業所への調査等を検討させていただきます。	⑤その他	熊本市手をつなぐ育成会
10 P34~37 就労移行支援事業等について	就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行は定着が課題だと思います。なぜ定着しないのか、辞めていった人の数・理由等の情報も示してほしい。	就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行者数は把握していますが、一般就労に定着ができずに辞めた方の数やその理由については把握していないことから、今後検討させていただきます。	⑤その他	(公社)日本てんかん協会熊本県支部・熊本市分会

項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
11 P39 短期入所	<p>見込み量からの増床設定ではなく、緊急時の受け入れを確保するため、短期入所事業の拡充と、災害時や、感染対策を十分行えるような居室の増室を盛り込んでいただきたい。</p> <p>見込み量の中には、子どもをあずけたいが、空きがないからあずけていないというケースや、事業所側もニーズはあることはわかっていても短期入所を受け入れるマンパワーが足りないので受け入れていないというケースは含まれていない。</p> <p>これまで障がいのある本人を家族が見ていたことで成り立っていたが、親も高齢化が進み、若い親は共働きやひとり親も増え、ニーズが増えているのは間違いない。</p> <p>加えて、先ごろ、日本人の新種のコロナウィルス感染者が確認され、広がりが懸念される中、家族が罹患した場合の一般病院での知的障害者の受け入れは厳しい事が予想される。</p> <p>特に、昨年の緊急事態宣言が出されて以来、短期入所事業を担っている入所施設が感染防止のため短期入所の受け入れを断っているところも多い。</p> <p>対策を盛り込んだ上での短期入所事業増設（特に障害児、強度行動障害者専用）の再考をお願いしたい。</p>	<p>短期入所については、今年度は既に2事業所の指定をしており、施設整備補助金の対象施設とするなど、今後も機会を捉えて事業所参入の勧奨を行っていきます。</p> <p>なお、医療型短期入所は、ここ数年施設整備補助金の対象施設としており、来年度も対象としています。また、日中サービス支援型グループホームも緊急一時的な宿泊の場としての短期入所を備えており、今年度1事業所を指定したところですが、こちらも施設整備補助金の対象施設としています。</p>	⑤その他	熊本市手をつなぐ育成会
12 P69 移動支援事業	いつ起こるか分からない発作等が心配で一人で外出などを控えている当事者（てんかん患者）も対象になるのでしょうか？	移動支援事業は、本人のみで外出することが困難であり、ほかに適当な介護者がいない等の必要性が認めることができるのであれば対象となりますので、お住いの区の福祉課にご相談ください。	⑤その他	（公社）日本てんかん協会熊本県支部・熊本市分会
13 計画全体、施策推進協議会について	<p>熊本市障害者施策推進協議会委員名簿を拝見しましたが、実際の障害者の声が反映されていないと思います。毎年要望を挙げていますが、視覚障害者の声が全く取り入れられていないと感じます。</p> <p>今回の計画を見ると、視覚障害者に関して、またも取り残されています。視覚障害者に関して、このような印象ですので、ろう者団体など、他団体も同じように実際の声が取り入れられていないのだろうと感じています。</p> <p>身体障害者をひとくくりにする事なく、熊本市障害者施策推進協議会に、視覚障害者や聴覚障害などの参加を認めて、意見交換の場を設けて頂きたいです。</p> <p>障害者権利条約の精神として有名な言葉の「私たちのこと抜きに私たちのことと決めないで！」という考え方方に立ち、今後障害者施策・プランの取り組みを再度検討いただきたいと思います。</p>	<p>熊本市障害者施策推進協議会の委員構成については、人数の関係から全ての団体を入れることは難しい状況ですが、貴団体と障がい者施策に関する意見交換の機会をもうけることは可能ですので、ご相談いただきたい。</p> <p>また、今回の計画は、国の基本方針に基づいて、障害福祉サービス等に関する数値目標やサービスの需要の見込量を算出するのですが、ご意見については、障がい者施策を推進していく際の参考にさせていただきます。</p>	⑤その他	熊本市視覚障がい者福祉協会

	項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
14	P19 福祉施設から 一般就労への 移行等 P25 相談支援体制 の充実・強化 等 P33 自立訓練（生 活訓練）	就労定着支援事業や相談支援体制の充実・強化、自立訓練（生活訓練）に係わるところで考えられることは、ろう者で実際にそのような支援を受けている人はいますが、支援担当者が聞こえないことへの理解が乏しいこと、また、手話についても初步的な程度で、ろう者にわかるようなコミュニケーションができず、結果的にろう者の心に踏み込んだ効果的な支援がなされていない実態があります。 支援担当者に「聴覚障害について」、また「手話について」の学習を義務づける必要があると考えます。	いただいたご意見については、今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただくとともに、現在策定中の「熊本市手話に関する施策の推進方針」の取り組みとして、次年度に設置予定である「（仮称）熊本市手話言語条例施策推進委員会」において検討させていただければと考えております。	⑤その他	熊本市ろう者福祉協会
15	P50 放課後等ディ サービス	放課後等ディサービス事業について、多くのろう児が利用していますが、ここでも児童指導員が聴覚障害や手話についての理解がないまま進められ、ろう児が置いてきぼりにされています。ろう児が利用している事業所は、児童指導委員等スタッフに必ず「聴覚障害について」、また「手話について」学習する機会を義務づけてください。		⑤その他	熊本市ろう者福祉協会
16	P64 子ども・子育 て支援事業の 提供体制の整 備	子ども・子育て支援事業の提供体制の整備について、現在、ろう児や難聴児の特性を理解し、相談や教育を進めることができるところに県立聾学校があるが、その事を知らない人が多く、子育てに関わる関係機関の理解も進んでいません。そのため、聞こえる人の意見や考え方で相談・支援が進められたり、乳幼児期からの教育が行なわれがちです。 子ども達の自己決定・意思決定を高めるためには、ろう・難聴児の特性に合った環境での学びだけではなく、乳幼児期からの両親の「聴覚障害」「手話」の理解・啓発をすすめる場の提供が必要不可欠です。それなくしては聴覚障害者の真の社会参加は実現できないと考えます。 ろう児・難聴児に関わる乳幼児や子どもの教育関係者には「聴覚障害について（聞こえにくさの理解、聴覚障害の成長に合う教育、家庭環境の在り方、手話の理解、聴覚障害者を取り巻く課題の理解など）」「手話について」の正しい知識を持つ専門的人材の育成が必要です。 その上で、保育・医療・教育など関係機関と連携して支援を行なうことが必要であると考えます。		⑤その他	熊本市ろう者福祉協会

	項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
17	P67 意思疎通支援事業	<p>意思疎通支援事業について、聴覚障害関係は手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者の派遣事業があります。その中で、現在5つの区役所に手話通訳者が設置されていますが、一部を除き大切な手話通訳業務より受付案内業務が主になっていると聞きます。一方、手話通訳者派遣事業は、（一財）熊本県ろう者福祉協会に委託されていますが、手話通訳者が不足していることも相まって、コーディネート業務が繁雑を極めています。</p> <p>それらを考えると、区役所の手話通訳者がコーディネートも担当すること、また派遣手話通訳者が不足するときは庁舎外に出向き手話通訳を行うことも考えられていいのではないでしょうか。その際に手話通訳者が不在になる区役所は、いわゆる区役所間で遠隔手話通訳のネットワークを構築し補い合うことも可能だと思われます。</p> <p>また、手話通訳者が不足する理由の1つに、せっかく時間をかけて本格的に手話を学んだとしても、手話通訳の報償費単価が安く、場合によってコンビニのアルバイト賃金の単価に満たないため、手話通訳技術や志が高い人でも、生活を考えるとやむをえずやめていく人が多数います。ぜひ、報償費の単価のアップをお願いします。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただくとともに、現在策定中の「熊本市手話に関する施策の推進方針」の取り組みとして、次年度に設置予定である「（仮称）熊本市手話言語条例施策推進委員会」において検討させていただければと考えております。</p>	⑤その他	熊本市ろう者福祉協会
18	P68 日常生活用具給付事業	日常生活用具の「情報・意思疎通支援用具」の中に、iPad等のタブレットを加えて、給付または補助をお願いします。聴覚障害者が日常生活は、常時手話や文字等の視覚的な手段を使ったものになりますので、それに応じた情報・コミュニケーション支援の用具として必要と思われます。		⑤その他	熊本市ろう者福祉協会
19	P69 手話奉仕員養成研修事業 P72 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	<p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、ろう者にとって大切な事業だと考えています。ただ、専門性がある意思疎通支援者を育てるためには、指導講師に指導能力や多くの知識が必要です。しかし、現状は講師を育成するところは少なく、また学習するにはそれなりの金銭的な負担があるために学習の場に参加できないという問題があります。</p> <p>ぜひ、指導者養成の学習の場に参加する場合、別途旅費等の予算も入れてください。これは、P69の手話奉仕員養成研修事業にも同様に言えます。ぜひ予算措置をお願いします。</p>		⑤その他	熊本市ろう者福祉協会

	項目	ご意見等の内容	回答	対応内訳	意見提出者
20	P70 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業について、いくつかの地域活動支援センターを利用するろう者がいますが、スタッフが手話が十分にできず、また利用者同士のコミュニケーションもうまくいかないという問題があります。特に高齢ろう者の場合は日本語の力が十分付いていらず、かつ独特な手話を使用する人も比較的多く、せっかくの交流や生きがい創出の場のなかで、孤立してしまいます。聴覚障害者、特にろう者に配慮がある地域活動支援センターが望れます。	いただいたご意見については、今後の取組みに対するご意見として、参考にさせていただくとともに、現在策定中の「熊本市手話に関する施策の推進方針」の取り組みとして、次年度に設置予定である「（仮称）熊本市手話言語条例施策推進委員会」において検討させていただければと考えております。	⑤その他	熊本市ろう者福祉協会

【対応内訳】

①補足修正

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの

②既記載

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの

③説明・理解

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの

④事業参考

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの

⑤その他

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの